

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 2 9 日

関係社会福祉施設等の長 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長

緊急事態宣言解除を踏まえての介護サービス事業所・施設等の対応について

日ごろより、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底いただき、また、介護サービスの提供継続にご尽力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、5月14日に国の緊急事態宣言が解除され、県においては、6月1日から「県民行動指針ver.5」および「新しい生活様式」の徹底のもと外出やイベントの開催等の自粛要請を一部を除き解除することとしております。この解除は、事業所等の皆様が徹底した感染防止対策を実施していただいている結果によるものであり、感謝申し上げます。

しかしながら、国においても職員・利用者の健康管理の徹底や面会の制限を含む感染防止対策（「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡））を続けることとしており、今後とも、引き続き、感染拡大防止の取り組みを徹底していただき、介護サービスの提供を行っていただきますようお願いいたします。

福井県健康福祉部長寿福祉課 介護サービスグループ 電話 0776-20-0332 FAX 0776-20-0642 Mail hokaisei@pref.fukui.lg.jp
